

2024.12 ブログ：『ノーベル平和賞の授賞式で「国家補償」を繰り返した理由』の詳細  
(→ <http://www.1968start.com/M/blog/index3.html#2412> )

## ノーベル平和賞の授賞式で「国家補償」を繰り返した理由

中所武司

### ■このエッセイのきっかけ

下記の記事を読んで、民間人の戦争被害について考えてみた。

- ・朝日 (2024.12.12) 「田中さんのアドリブ、受賞スピーチで「国家補償」を繰り返したわけは」  
<https://digital.asahi.com/articles/ASSDC4330SDCPTIL00NM.html>

### ■記事の要約とコメント (→★)

- ・10日のノーベル平和賞の授賞式で、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）の代表は、日本政府が原爆の犠牲者に国家補償をしていないことに繰り返し言及した。
- ・日本被団協は長年、核兵器廃絶と国家補償を求めて運動してきた。  
「戦争犠牲者に対する国家補償は日本だけでなく国際的な問題でもある」として、世界全体で関心を持ってほしいという願いから繰り返した。

### →★同意

- ・ノルウェーで若者系の政党の代表（25歳）は、  
「戦争犠牲者に対する補償の問題は、ノルウェーでも長い歴史がある」としたうえで、  
「世界が見るスピーチで国家補償に触れるのは、大変重要で良いシグナル。  
よりよい平和にもつながります」と話した。
- ・ノーベル平和賞を取材している学生新聞の記者（15歳）も、  
「重要な場で政府に意見を言い、人権の重要性に言及したのはとても重要で、勇気がある」と評価した。
- ・国内では、戦争被害者に対する補償は軍人・軍属などに限ってきた。  
恩給制度や戦傷病者戦没者遺族等援護法などにより、旧軍人や遺族らに支給された総額は60兆円を超える。
- ・一方、被爆者や空襲被害者といった民間人は原則として対象から外されてきた。  
国の非常事態下で起きた身体や財産の被害は、国民が等しく我慢しなければならない、という「戦争被害受忍論」の論理だ。

→★この論理には反対。

戦争指導者たちには、敗北が決定的になったあとも戦争を継続したことにより、「被爆者や空襲被害者」が生じたことに対しては、大きな責任がある。

→★戦争指導者たちは、戦勝国によって東京裁判で裁かれたが、

終戦を遅らせ、国民の多大なる犠牲を招いたことについて、国内で裁かれていないことが、国家補償を難しくしていると思われる。

- ・日本被団協は1956年の結成以来、「核廃絶」とともに「国家補償」を活動の柱としてきた。年2回の健康診断などが行われる「原爆医療法」、健康管理手当などを支給する「原爆特別措置法」など、扉を少しずつ押し開けてきた。
- ・ただ、政府はあくまで「補償」ではなく「社会福祉」との立場を変えていない。同じ敗戦国のドイツが軍民の区別なく補償しているのとは対照的と言える。
- ・日本被団協が国家補償にこだわるのは、原爆被害の責任を誰も取らないなら「核兵器を使っても償わなくて良いという前例になりかねない」と考えているからでもある。

→★同意

- ・国際政治学者（同志社大大学院准教授）は「国家に戦争の責任をきちんととらせることは、未来に同様のことを起こさせないための重要な防波堤になる。被団協は、この点でも重大な問題を提起してきた」と指摘する。

→★なお、核兵器廃絶に関しては、以下のページで取り上げている。

#### 【過去ブログ】

2015.11『番外編：長崎開催のパグウォッシュ会議閉幕』

<https://www.1968start.com/M/blog/old.html#1511b>

#### 【過去エッセイ】

2011.12『番外編：パグウォッシュ会議を覚えていますか？ → はい』

<https://www.1968start.com/M/blog/1112pugwash.htm>

以上